

28水管第1131号
平成28年9月16日

水産政策審議会
会 長 馬場 治 殿

農林水産大臣 山本 有二

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本
計画の検討等について（諮問第269号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の
規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成27年11月26
日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条
第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた
場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第
9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画 変更新旧対照表

改正案

現 行

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画

平成 27 年 11 月 26 日 公表
 平成 28 年 2 月 23 日一部改正
 平成 28 年 5 月 24 日一部改正
 平成 28 年 7 月 13 日一部改正
平成 28 年 9 月 日一部改正

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画

平成 27 年 11 月 26 日 公表
 平成 28 年 2 月 23 日一部改正
 平成 28 年 5 月 24 日一部改正
 平成 28 年 7 月 13 日一部改正

第 1・第 2 (略)

第 1・第 2 (略)

第 3 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項

第 3 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項

1～3 (略)

1～3 (略)

4 第 1 種特定海洋生物資源ごとの平成 28 年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

4 第 1 種特定海洋生物資源ごとの平成 28 年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

(単位：トン)

	第 1 種特定 海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成28年7月～平成29年6月	264,000
2	すけとうだら	平成28年4月～平成29年3月	261,300
3	まあじ	平成28年1月～12月	227,800
4	まいわし	平成28年1月～12月	<u>804,000</u>
5	まさば及びごまさば	平成28年7月～平成29年6月	822,000
6	するめいか	平成28年4月～平成29年3月	256,000
7	ずわいがに	平成28年7月～平成29年6月	4,992.5

	第 1 種特定 海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成28年7月～平成29年6月	264,000
2	すけとうだら	平成28年4月～平成29年3月	261,300
3	まあじ	平成28年1月～12月	227,800
4	まいわし	平成28年1月～12月	<u>479,000</u>
5	まさば及びごまさば	平成28年7月～平成29年6月	822,000
6	するめいか	平成28年4月～平成29年3月	256,000
7	ずわいがに	平成28年7月～平成29年6月	4,992.5

(注 1) (略)

(注 1) (略)

(注 2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及

(注 2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及

び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（5に該当する場合を除く）。

(削る。)

5・6 (略)

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項4

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成28年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	202,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	163,700
3	まあじ	大中型まき網漁業	93,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	<u>339,000</u>
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	464,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	39,800
		大中型まき網漁業	12,200
		いか釣り漁業	49,300
		小型するめいか釣り漁業	67,300

び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（5に該当する場合を除く）。

この場合において、管理の対象となる期間における当該資源の採捕の総量が、1及び2に基づいて設定した次表に掲げる数量（以下「漁獲可能量の基礎とする数量」という。）以内になるようにすることを目安とする。

(単位：トン)

第1種特定海洋生物資源	漁獲可能量の基礎とする数量
まいわし	<u>449,000</u>

5・6 (略)

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項4

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成28年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	202,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	163,700
3	まあじ	大中型まき網漁業	93,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	<u>237,000</u>
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	464,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	39,800
		大中型まき網漁業	12,200
		いか釣り漁業	49,300
		小型するめいか釣り漁業	67,300

7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに 漁業	3,288
---	-------	-----------------------	-------

(注1)・(注2) (略)

第5 (略)

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成28年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去(平成23年～25年(するめいかいについては平成24年～26年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満(ずわいがににおいては、漁獲実績なし)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかいについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1)～(3) (略)

(4) まいわし

(単位：トン)

都道府県名	数 量
千葉県	19,000
石川県	27,000
三重県	60,000

7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに 漁業	3,288
---	-------	-----------------------	-------

(注1)・(注2) (略)

第5 (略)

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成28年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去(平成23年～25年(するめいかいについては平成24年～26年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満(ずわいがににおいては、漁獲実績なし)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかいについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1)～(3) (略)

(4) まいわし

(単位：トン)

都道府県名	数 量
千葉県	13,000
石川県	19,000
三重県	60,000

島根県	<u>94,000</u>
長崎県	<u>11,000</u>

北海道、青森県、岩手県、宮城県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、若干とする。

(注) (略)

(5) ～(7) (略)

第7～第12 (略)

島根県	<u>66,000</u>
長崎県	<u>8,000</u>

北海道、青森県、岩手県、宮城県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、若干とする。

(注) (略)

(5) ～(7) (略)

第7～第12 (略)